

**恵庭市立小中学校**

**生成 AI の利活用に関するガイドライン**

**【改訂版】**

**令和 7 年 12 月**

**恵庭市教育委員会**

## ■はじめに

近年、生成AIの技術は急速に進化し、かつてないスピードで社会に普及しており、今後さらに教育、経済など人間社会の様々な分野で大きな影響を与えることが予測されます。学校現場においては、人間と生成AIとの望ましいあり方を踏まえたうえで、授業における生成AIの効果的な利活用や、授業準備を含む校務等における利活用を図ることで、校務の効率化や質の向上等、教職員の働き方改革につながることを期待されています。そして、生成AIの果たす役割を念頭におき、発達段階や各学校の段階及び地域の実情等に鑑み、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させていくことが求められています。本ガイドラインは、恵庭市立小中学校において、生成AIの利活用を検討する際の参考にしていただくことを念頭に令和7年3月に作成しておりましたが、各種サービスの進化や学校現場からの利用についての要望等、現時点での情勢を踏まえた改正を行いました。教育委員会として基本的なルールを示していますので、利用の際は遵守のうえ利用してください。

## Contents

1. 生成AIをめぐる教育の動向	2
2. 生成AIについて	
(1) 生成AIの種類	3
(2) 生成AIの仕組み	3
(3) 生成AIの利用にあたって押さえておくべきこと	4
3. 恵庭市立小中学校における生成AIの利用について	
(1) 恵庭市立小中学校の生成AIの利用	7
(2) 学校現場における配慮事項	8
4. 教職員が校務で利用する場合	
(1) 目的	10
(2) 利用できるサービス	10
(3) 運用責任者	10
(4) 利用条件	10
(5) 利用にあたっての制限事項	11
(6) 校務での活用事例	12
(7) 生成AIと著作権	13
教職員が校務で利用する場合のフロー図	14
5. 児童生徒が学習活動で利用する場合	
(1) 目的	16
(2) 利用上条件	16
(3) 利用上の注意事項	17
(4) 児童生徒が利用できるサービス	18
児童生徒が学習活動において利用する場合のフォロー図	19
資料	
①「利用チェックシート」(別紙1)	21
②「管理台帳」(別紙2)	22
③「学習活動における生成AIについての利活用について」	23
④ Chat GPT のオプトアウト設定	24

## 1. 生成 AI をめぐる教育の動向

- 情報化社会の進展を見据え、学習指導要領においては情報活用能力の育成が重視されています。将来、職業や日常生活において情報を適切に活用し、問題解決や意思決定を行うためのスキルが必要であるとともに、情報リテラシーの向上を図り、情報収集、分析、発信能力を育成することを目指しています。
- そのような中、2022（令和4）年11月に Open AI 社の Chat GPT がリリース以降、生成 AI は大きな進展を遂げ、急速に普及しています。教育現場においては、生成 AI の様々な活用のメリットが指摘される一方で、リスクやデメリットなどの課題が懸念されています。一方で児童生徒や教職員を含め、日常の中で生成 AI が組み込まれたサービス（検索や学習支援サービス等）に触れる機会が増加しています。このため、教育現場での生成 AI の利活用のあり方について整理が必要となりました。
- 2023（令和5）年7月に、文科省は「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関する暫定的なガイドライン（ver.1.0）」を公表しました。ガイドラインでは、情報保護や著作権のリスクについて懸念事項を指摘しています。その一方で AI 時代に必要な資質・能力を意識的に育てていくことの重要性を指摘し、限定的な利用から始めることが望ましいとしています。
- さらに、2024（令和6）年12月に改訂版である「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン（ver.2.0）」が公表されました。本ガイドラインでは、最新の技術革新を反映し、より具体的な利活用事例を追加するとともに、リスクと懸念に対応したルールを示しています。また、学習指導要領の理念が強調され、生成 AI が急速に進化している現在、情報活用能力の育成強化の重要性が明記されています。今後、生成 AI の利活用がより実践的で具体的なものとなり、教育現場での効果的な活用が期待されています。
- 道教委は、文科省「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン（ver.2.0）」をもとに、2025（令和7）年1月に「道立学校における生成 AI 利活用ガイドブック」を公表しました。各学校において生成 AI の利活用や働き方改革の実現、資質・能力の育成に向けて、児童生徒や教職員が不安等を感じることなく、適切に生成 AI を利活用できることを目指して作成されています。
- 今回、恵庭市教育委員会は、上記の文科省のガイドライン及び道教委のガイドブックの趣旨を踏まえ、「恵庭市立小中学校における生成 AI 利活用に関するガイドライン」を作成しました。生成 AI について、未学習な児童生徒や生成 AI について不慣れな教職員は理解が十分でない可能性があります。理解が不十分な中での利用は、様々なリスクを伴うとともに、効果的な利活用につながりません。本ガイドラインは、恵庭市の小中学校で生成 AI を利用する場合の基本的なルールを示しています。今後生成 AI の活用を検討する際の参考にしていただきたいと思います。なお、生成 AI をめぐる状況は変化しています。またサービス提供者の利用規約の変更等が予想されます。今後、随時修正を加える必要があります。

## 2. 生成 AI について

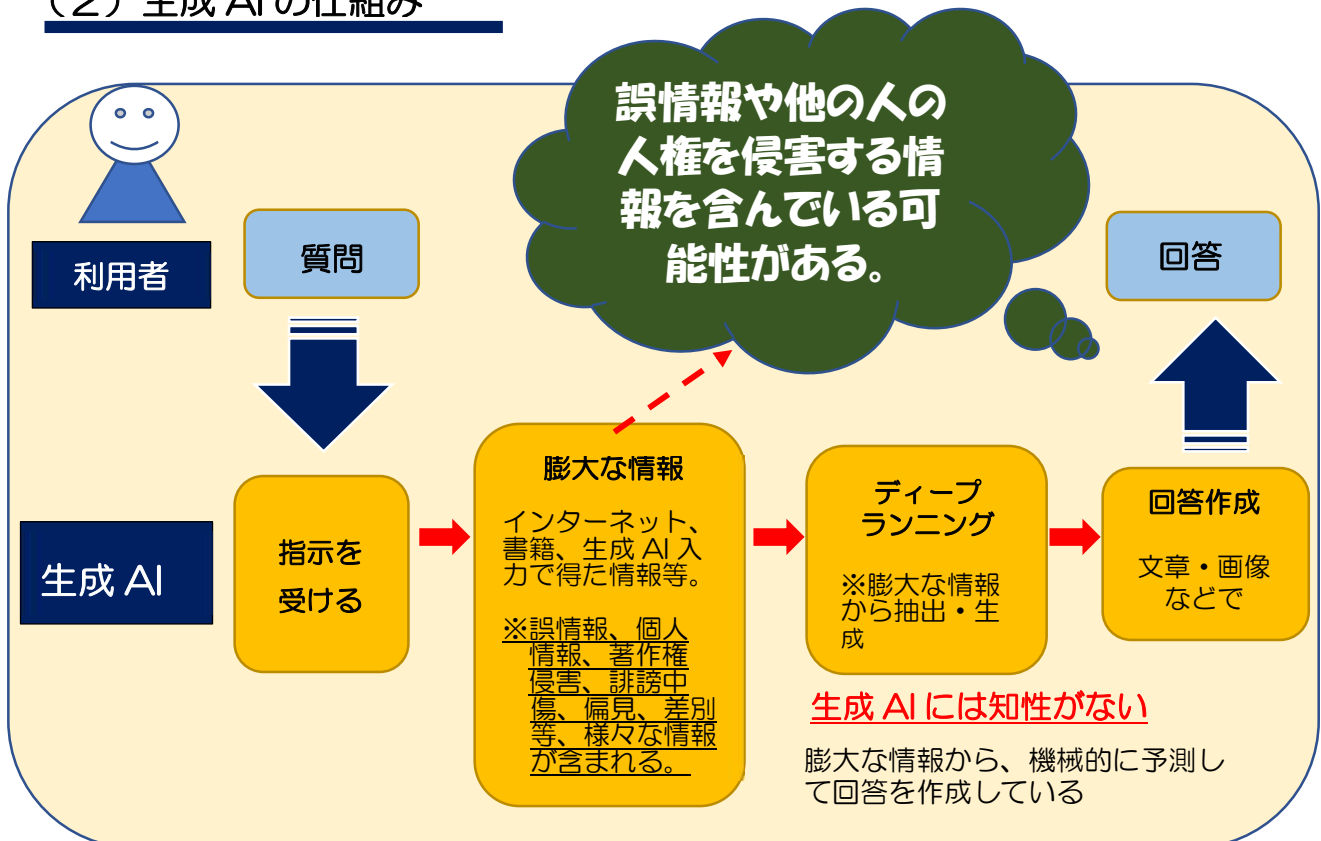
### (1) 生成 AI の種類

生成 AI とは、人間のように創造的な作業を AI（人工知能）が実行するテクノロジーのことです。以下のように分類されています。

1	文章生成 AI	質問を入力すると、AI が質問の内容を解析し、文章で回答を出力	ChatGPT、Copilot、Gemini 等
2	画像生成 AI	テキスト内容に応じて AI がオリジナル画像を生成する。	DALL・E 等
3	動画生成 AI	テキストで生成したいイメージを入力すると、そのイメージに沿った短い動画を生成できる。	Runway Gen-3 Sora 等
4	音声・音楽生成 AI	音声データを入力するとその音声の特徴を学習し、新しい音声データを生成する。	Soundraw、Suno AI Udio 等

恵庭市では、教職員の校務においては「文章生成 AI」・「画像生成 AI」・「動画生成 AI」・「音声・音楽生成 AI」を、児童生徒の学習活動においては、「文章生成 AI」に限定して利用することにしています。

### (2) 生成 AI の仕組み



### (3) 生成 AI の利用にあたって押さえておくべきこと

#### 人間中心の原則

生成 AI には利便性があるものの、一方でリスクやデメリットもあります。利用にあたっては、生成 AI を理解する必要があります。また、児童生徒の利用を検討する場合にも、生成 AI の仕組みや特性を具体的に指導した上で利用させることが欠かせません。

#### ① 生成 AI は、信頼できるとは限らない！

#### 要ファクトチェック

- 最新の情報が提供されるとは限らない。
  - ・ GTP のバージョンによってデータの収集期間が違います。例えば、GPT 3.5 場合は、2022（令和4）年までのデータを学習しています。
  - ⇒ 生成 AI が収集した期間を把握しておきましょう。
  - ⇒ 生成 AI に新しい情報を入力した上で、回答を求めるプロンプト<sup>1</sup>を入力してみましょう。
- 出力された情報が真実とは限らない。
  - ・ 生成 AI は、主にインターネット上の情報を学習しています。インターネット上には間違った情報が掲載されていることがあり、誤情報が出力される可能性があります。
  - ⇒ ファクトチェック<sup>2</sup>を必ず行いましょう。

#### ② プライバシーの保護・情報漏えいの懸念！

#### プライバシー、機密情報保護

- 個人情報や機密情報が漏れる場合がある。
    - ・ 生成 AI に入力したプロンプトは、生成 AI の学習に利用される可能性があります。
    - ※ Chat GPT や Copilot の利用規約には、基本的にユーザの入力データを使用すると記載されています。
    - ⇒ 個人情報や機密情報を入力してはいけません。プロンプト入力禁止事項は P14 「4. プロンプトの入力」に記載しています。
    - ⇒ 入力情報を学習しない生成 AI の使用や、学習しないような設定をしましょう。
- 恵庭市では、学習機能を有しない生成 AI や設定をすることを前提で、生成 AI サービスを選定しています。

#### 入力禁止事項厳守

#### 学習機能 OFF

<sup>1</sup> プロンプト：生成 AI などにユーザが入力する指示や質問のこと

<sup>2</sup> ファクトチェック：情報の正確性・妥当性を検証する行為。生成 AI から出力された情報はファクトチェックが必要。

### ③ 利用は自己責任！

著作権侵害の可能性も

- 著作権や肖像権の侵害、差別的表現とみなされる生成 AI の出力を使用した場合は、利用者が責任を負います。  
※Open AI の利用規約には、コンテンツの責任は利用者が負うことを明示しています。  
※Chat GPT や Copilot には問題のある出力を回避する仕組みが導入されていますが、完璧ではありません。  
⇒入力する際には、禁止事項を入力しないとともに、正しい情報を得るために、プロンプトの工夫をしましょう。  
⇒生成 AI の出力をファクトチェックするとともに、生成物に著作権侵害、肖像権侵害、差別的表現がないか、自己責任のもと確認しましょう。

### ④ 法令やサービス提供者の利用規約を必ず守る！

年齢制限がある

- 法令違反や利用規約違反は、法的措置を取られる場合があります。  
【利用規約（例）】
  - ・年齢制限、保護者の同意
  - ・違法、有害、悪用目的での利用禁止
  - ・知的財産権の侵害禁止
  - ・サービスの改変、複製、販売、配布の禁止
  - ・出力結果を人間が生成したと偽るものの禁止 等※児童生徒に生成 AI を利用させる場合は、年齢制限、保護者の同意が必要です。

以下のサイトで、最新の利用規約を確認してください。

生成 AI	利用規約確認サイト
ChatGPT	<a href="https://openai.com/policies/term-of-use">https://openai.com/policies/term-of-use</a>
Copilot	<a href="https://www.microsoft.com/ja-jp/servicesagreement">https://www.microsoft.com/ja-jp/servicesagreement</a>
Gemini	<a href="https://support.google.com/bard/gemini/13275734?h1=ja">https://support.google.com/bard/gemini/13275734?h1=ja</a> <a href="https://support.google.com/bard/gemini/13278668?h1=ja">https://support.google.com/bard/gemini/13278668?h1=ja</a>

⑤ 生成 AI に依存してしまうのでは？

**批判的思考が大切**

- 児童生徒が課題に生成 AI から出力されたものを、そのまま提出するなどすることで、習得すべき資質・能力を身に付ける機会を失うおそれがあります。（批判的思考が大切！）
  - ⇒ 生成 AI の利用にあたっては、自力で解決することのメリットを明確に伝える必要があります。具体的には、課題解決を通して身につけた能力が、将来どのように役立つかを伝えることが必要です。
  - ⇒ 生成 AI の回答をコピー＆ペーストで提出できるものでなく、生成 AI から出力されたものをもとに思考し、創造するような課題の検討が必要です。

### 3. 恵庭市立小中学校における生成 AI の利用について

#### (1) 恵庭市立小中学校の生成 AI の利用

##### 基本的なスタンス

- (1) 生成 AI の特徴を理解した上で、法令及び生成 AI サービスの利用規約や恵庭市教育委員会が示すルールを遵守し、プライバシー保護及び著作権等に十分留意して利用する。
- (2) 生成 AI サービスの利用にあたっては、まずは校務の効率化や質の向上、働き改革の視点から校務を中心に教職員の利活用を図る。  
※教職員が実際に使用し、生成 AI の特性について理解を深めた上で、児童生徒の指導に生かす。
- (3) 授業における児童生徒の利活用については、保護者の承諾を得た上で、生成 AI サービスの特徴やリスクについて事前指導を行い、目的や教育効果を検討し利用する。

##### 〈小学校〉

各種サービスの約款等を踏まえ、年齢制限

(18歳・13歳未満は使用不可)があるサービスもあることから、利用規約等に準じた利用を徹底するとともに、利用規約に関わらず必ず保護者の同意を得た上で、教師の指導のもと、可能なところから使用する。

##### 〈中学校〉

保護者の同意を得た上で、教師の指導のもと、可能なところから使用する。

※利用規約では、大人と一緒に操作するルールになっている。

生成 AI については、利便性とともに課題も指摘されています。教職員が生成 AI の技術に慣れ親しみ、利便性や懸念される点を十分に理解することが大切です。そのうえで児童生徒の指導に生かすことが大切です。

恵庭市の生成 AI の利活用のルールは、以下具体的に記載します。

## (2) 学校現場における配慮事項

### ① 安全性を考慮した適正利用

教職員が校務で利用する場合	児童生徒が学習活動で利用する場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教育委員会の方針に基づいた利用</li> <li>■ 恵庭市の教育ネットワークを使用</li> <li>■ 恵庭市の付与したアカウントの使用</li> <li>■ 恵庭市が許可した端末を使用</li> <li>■ 生成AIサービスの提供者が定める最新の利用規約を確認し、遵守する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 年齢制限をはじめとする利用するサービスの約款・条件を遵守させること</li> <li>■ 約款・条件に則り保護者の理解・同意を得る。</li> <li>■ 教師の適切なサポートのもと、児童生徒に利活用させる。</li> </ul> <p>* ブラウザや学習支援ソフトウェア、普段利用する検索エンジン等に組み込まれた生成AIサービス等についても同様。</p>

### ② 情報セキュリティの確保

教職員が校務で利用する場合	児童生徒が学習活動で利用する場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 恵庭市の教育情報セキュリティ対策基準や実施手順書等を遵守する。</li> <li>■ プロンプトに学校資産台帳重要度Ⅲ以上の情報を入力しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常的に情報モラルや情報セキュリティについて指導する。</li> <li>■ 生成AIのリスクやデメリットについて事前指導を行う。</li> <li>■ 入力した情報を学習させないオプトアウト設定<sup>3</sup>のできる生成AIや、プロンプトから学習を行わないAIサービスを選択し使用させる。</li> </ul>

### ③ 個人情報やプライバシー、著作権の侵害

教職員が校務で利用する場合	児童生徒が学習活動で利用する場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報保護法等の関係法令等を遵守し、個人情報の取扱いに関して必要な措置を取る。(オプトアウト設定) ※児童生徒も同様</li> <li>※ 生成AIサービスに当該個人情報を含むプロンプトを入力し、当該個人情報がプロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合には、個人情報保護法違反となり得る。</li> <li>■ 著作権法第35条の適用を考えた場合、既存の著作物と同一又は類似するものを他に掲載することは、授業の過程における利用に当たらず、著作権侵害となる。確認が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力させない。</li> <li>■ 偏見、差別、誹謗中傷をプロンプトに入力しない。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 著作権法 35 条 学校その他の教育機関に関わる著作権について定めている。 市教委作成「GiGA 時代の教育現場における著作権、個人情報とプライバシー」(R5.11 月)を参照</li> <li>* 生成 AI サービスの利用に関する注意喚起 (個人情報保護委員会 R5.6.2)</li> <li>* AI と著作権に関する考え方について (文化庁 R6.3.15)</li> </ul> </div>

<sup>3</sup> オプトアウト設定：特定の機能を除外すること。例えば、生成AIの学習機能を除外すること。

#### ④ 公平性の確保

教職員が校務で利用する場合	児童生徒が学習活動で利用する場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ハルシネーション<sup>4</sup>やバイアス<sup>5</sup>等の生成AIの特徴も意識した上で、出力された内容を取り入れるかどうかを教職員が適切に判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教材として生成AIを利活用する際には、その出力に偏りが無いなど、教育目的に照らして適切か否かという観点から教師が随時判断する必要がある。</li> <li>■ 児童生徒にバイアスの存在を理解させ、生成AIがそのようなバイアスを含む出力を行う可能性があることを認識させ、生成AIの出力を常に慎重に判断し、正確性・事実関係の確認を行うように指導する。</li> </ul>

#### ⑤ 透明性の確保、関係者への説明責任

教職員が校務で利用する場合	児童生徒が学習活動で利用する場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校現場で利活用する際に必要となる情報を教育委員会と共有。教育委員会と一体となって適切な生成AIの利活用を進める。</li> <li>■ 生成AIの利活用を進める趣旨や目的についての共通理解を図り、成果を積極的に教職員全体に共有。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教師は自身が十分にハルシネーションやバイアス等の生成AIの特徴を理解した上で、児童生徒が生成AIの特徴に留意しているか確認する必要がある。</li> <li>■ 出典の明記。例えば、利用した生成AIサービスの名称、入力したプロンプト、生成AIを用いた日付を明示するなど、文献やインターネットから引用する場合と同様のルールを指導する。</li> <li>■ 保護者に対しても、生成AIの利活用目的やその態様等の情報を提供する。</li> <li>■ 子供たちが、学校外でも生成AIを使用することも懸念されるため、不適切に利用されないように保護者に周知し、理解を得ることが必要。</li> </ul>

<sup>4</sup> ハルシネーション：生成AIが事実に基づかない情報を生成する現象のこと。

<sup>5</sup> バイアス：不公平または偏った結果につながる生成AIシステムの体系的なエラーのこと。

## 4. 教職員が校務で利用する場合

### (1) 目的

- ①校務で生成 AI を効果的に活用することで、業務の効率化、教育の質を高めるとともに、教職員の負担を軽減させ、働き方改革に役立てる。
- ②校務における適切な活用を推進し、教職員が生成 AI の技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点を理解することで児童生徒の学びに生かす。

### (2) 利用できるサービス

校務で生成 AI を利活用する場合には以下の要件とします。

利用できる分類	文章生成 AI ・ 画像生成 AI ・ 動画生成 AI ・ 音声音楽生成 AI
アカウント登録	アカウント登録 (Google アカウント) して利用するか、ゲストユーザ (登録なし) として利用する
使用アカウントについて	・ Google アカウント
学習機能について	入力データを学習データとして保存されない設定 (オプトアウト設定) を有効にするか、P23 参照ゲストユーザとして使用する場合には、 <u>学習しない初期設定となっているものを利用する。</u>
主なサービス	Chat GPT ・ Copilot ・ Gemini ・ NotebookLM 等

### Chat GPT の使用について (無料でアカウント登録して使用)

- ① Chat GPT の公式サイトにアクセスする。(https://chatgpt.com/)
- ② 右上にある「サインアップ」をクリックする。
- ③ サインアップ画面で、まずメールアドレスを入力し、「続ける」をクリックする。
- ④ パスワードの入力画面が表示される。パスワード最低 12 文字以上で設定する。
- ⑤ 登録したメールアドレスに、確認メールが送信されます。「メールアドレスの確認」をクリックすることで、アカウントの認証が完了します。
- ⑥ 最後に「氏名」と「生年月日」を入力して、「同意する」をクリックすることで、アカウントの登録が完了する。
- ⑦ P23 オプトアウト設定 (機械学習の機能を停止する設定) を必ずする。

- ① 検索ボックスに「コパイロット」と入力
- ② 「Microsoft Copilot：あなたの AI アシスタントです」にログインする。  
※検索ボックスに「Copilot」と入力した場合には、英文表示「Microsoft Copilot :Your AI companion」にログイン。
- ③ Copilot の入力画面が表示される。

※ゲストユーザ（アカウント登録なし）として利用した場合は機械学習が OFF 状態となっていますので、そのまま使用してください。

※無料版ユーザの場合、1日300回の回数制限があります。

（2024年8月現在）

### （3）運用責任者

運用にあたっては運用責任者を設けます。教育委員会においては教育総務課長、学校においては校長が運用責任者を担います。校長は所属職員にサービスを利用させる場合には、指導・監督に努めてください。

### （4）利用条件

利用にあたっては、生成 AI に関する一定の理解が必要であることから、以下の条件のもとで利用することとします。

- ① サービスの利用者は、恵庭市立小中学校の職員のうち、サービスの利用を希望するものとし、ます。なお、サービスの利用にあたっては、事前にオンデマンド研修（道教委：ICT教育推進局 ICT 教育推進課長が提供する動画）を受講してください。

オンデマンド研修動画 URL <https://youtu.be/6S-FPLdb5h8>  
※22分程度の動画です。

- ② オンデマンド研修を受講後、別紙1「利用チェックシート」（P21）を校長へ提出し、利用承認を受けてください。また、校長は職員の利用条項を別紙2「管理台帳」（P22）に記載するとともに、職員の利用状況を適切に管理してください。

### （5）利用にあたっての制限事項

サービス利用者は、生成 AI の特徴及びリスクを理解した上で、サービスを利用する場合には、以下の事項を遵守してください。

- ① 個人情報をはじめ法令・契約により非公開とされている情報、学校資産の重要度Ⅲ以上の情報、差別・偏見・誹謗する情報は入力しないこと。
- ② 恵庭市、恵庭市教育委員会、及び恵庭市立小中学校の業務であるとわかる情報を入力しない。

- ③ 出力された情報の正確性を確認すること。(ファクトチェック)
- ④ 出力された情報を利用する場合は、著作権や商標権などの権利侵害がないことを確認すること。
- ⑤ 出力された情報に差別用語や倫理に反する表現が含まれていないか確認すること。

## (6) 校務での活用事例

**あくまでもたたき台として利用！**

校 務	活用事例
児童生徒の指導にかかわる業務への支援	①授業準備
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○授業で取り扱う教材のたたき台</li> <li>○授業で使用したワークシートや振り返りの内容を基に、練習問題やテスト問題のたたき台</li> <li>○生成AIを模擬授業の相手とした授業準備</li> <li>○ループリック作成</li> <li>○学習指導案作成補助</li> <li>○スピーチの原案</li> <li>○英文の添削</li> </ul>
児童生徒の指導にかかわる業務への支援	②学校行事や部活動への支援
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校外学習等の実施行程作成のたたき台</li> <li>○運動会等の競技種目案のたたき台</li> <li>○過去の部活動の練習メニュー一覧を読み込ませ、毎日の練習メニュー案</li> <li>○部活動等の大会・遠征にかかる経費の概要を算出</li> <li>○児童生徒等の生活実態の調査のためのアンケート案</li> <li>○定型的な文書のたたき台</li> </ul>
学校の運営にかかわる業務への支援	① 校務
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アイデア出し</li> <li>○アイデアの視点を変える、広げる</li> <li>○データの分析</li> <li>○時間割、授業時数案のたたき台</li> <li>○報告書・議事録等のたたき台</li> <li>○アンケート結果の分析</li> <li>○箇条書きから文書作成</li> <li>○文章の要約</li> </ul>

	<b>②学校からの情報発信</b>
	○各種お便り（学年・学級だより、給食だより、保健だより等）、通知文・案内文のたたき台
	○HP等広報用資料の構成・たたき台
	○あいさつ文や式辞等の原稿のたたき台
外部対応への支援	<b>③校内研修</b>
	○教員研修等資料の校正・たたき台
	○保護者会・授業参観・保護者面談の日程調整に活用 ○外部向け講演会の挨拶文のたたき台

## (7) 生成 AI と著作権

「AIと著作権」(2023(令和5年6月))文化庁著作権課

- ① 生成 AI が作成したコンテンツは、著作権法に基づいて保護される可能性があります。ただし、AI が完全に独自に作成したコンテンツかどうかが問題になります。一部に著作権が含まれている場合は、侵害になることがあります。
- ② 著作権法 35 条にあるように、授業の過程において著作物を使用する場合には、教育目的の公正利用規定が適用され、著作権侵害になりません。
- ③ 学校において、授業の過程以外で使用する場合には、著作権法の侵害になる場合があります。(研修、各種お便り等)

## 教職員が校務で利用する場合のフロー図

### サービス利用前

1. 利用開始時にオンデマンド研修後、「利用チェックシート」の提出、校長の利用承認を要する。※毎回の利用承認は要しない。

### サービス利用

2. 恵庭市教育情報通信ネットワーク及び市教委が許可した端末を使用

3. 文章生成・画像生成・動画生成・音声音楽生成 AI サービスのうち、**アウト設定（学習しない）** できるサービスを使用する。

#### 4. プロンプトの入力

##### ① 入力禁止事項の確認

- 業務以外の目的でプロンプトを入力しない。
  - 法令・契約により非公開とされている情報、学校情報資産台帳の重要度Ⅲ以上の情報等は入力しない。
  - 名前や写真等の個人情報を入力しない。
  - 差別や偏見を含む情報を入力しない。
  - 恵庭市、市教委及び恵庭市立小中学校の業務であるとわかる情報等は入力しない。
- ※入力データは海外サーバーに保存されることに留意する。

##### ② プロンプトの工夫

- 生成 AI から適切な回答を引き出すために、プロンプトの入力の仕方を工夫する。
- ① 役割や条件、関連する情報を入力する
  - ② 指示を明確にする。
  - ③ 回答形式を指定する
    - ・文字数
    - ・箇条書き
    - ・表にして
  - ④ プロンプトを繰り返すことで、回答の精度を高めていく。

5. 生成AIの出力

【ファクトチェック】

- ① 事実と意見を切り分けて考える。
- ② 情報の出典を確認する。
- ③ 複数の情報源を確認する。  
※複数の生成AIで確認してみる。
- ④ 最新情報であるかを確認する。
- ⑤ 必要に応じて専門家に相談する。

サービス利用後

6. 出力された情報の利用

- ① 出力された情報を利用する場合は、著作権や商標権などの権利侵害がないか確認する。
- ② 出力された情報に差別用語や倫理に反する表現が含まれていないか確認する。
- ③ 著作権と同様、出典を明記する。
  - ・ 利用した生成AIサービスの名称
  - ・ 入力したプロンプト
  - ・ 生成AIを用いた日

## 5. 児童生徒が学習活動で利用する場合

### ★児童生徒に生成 AI を利用させる場合には、入念な準備を！

#### (1) 目的

- ①授業目標の実現、資質・能力の向上に向けて利活用を図る。なお、使用にあたって生成 AI を利用することの教育効果を見極めた上で使用する。
- ②生成 AI の適切な利活用の実現に向けた情報活用能力の育成を図る。

生成 AI が急速に進化・普及していく中で、今後社会生活において生成 AI の利活用が考えられます。生成 AI が普及し始めた頃に策定された暫定版ガイドラインでは「限定的な利用から始める」としていましたが、令和6年12月に公表した改訂版「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」では、「日常使い」を視野に入れた活用を掲げ、「子どもたちが生成 AI をはじめとするテクノロジーを使いこなす才能を開花させることは重要」と前進させた表現になっています。今後、授業等における児童生徒の生成 AI の利活用の拡大に向けて、教職員が特に指導上留意すべき事項について示すこととします。

※既にブラウザや学習支援ソフトウェア、普段利用している検索エンジンに組み込まれた生成 AI サービスについても同様と考えて取扱いをする必要があります。

#### (2) 利用条件

- ① 児童生徒の発達段階や情報活用能力の育成状況に十分留意し、リスクや懸念への対策を講じた上で利活用を検討しましょう。その際、学習指導要領に示された資質・能力の育成、教育活動の目的の達成につながるか、を確認することが重要です。
- ② 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守すること
  - ・年齢制限や保護者の同意、生成物のライセンスの所在など、生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を必ず確認すること。
- ③ 児童生徒のアカウント登録をした後、オプトアウト設定をすること。
  - ・入力したプロンプトの内容を生成 AI の機械学習に利用させない設定（オプトアウト設定）で利活用させる。
- ④ 生成 AI が各教科等の学びで用いる前に、生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめる、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識できるような使い方等に関する学習（事前学習）を実施すること。
  - ・生成 AI に全てを委ねるのではなく、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識できるか、生成 AI の出力を基に深い意味理解を促し、思考力を高める使い方ができるかなどについて見極めることが、事前学習のねらい。

- ⑤ 児童生徒が学校外で生成AIを利活用する可能性も踏まえ、生成AIの不適切な利活用が行われないよう、保護者に対し周知し、理解を得るとともに、保護者の同意を確認する。
- ・児童生徒に生成AIサービスを利活用させる場合、生成AIの利活用目的やその態様等の情報を提供し、保護者の理解を得ましょう。
  - ・保護者の同意を確認する際は、「保護者承諾書（参考例）」を参考にしましょう。
  - ・保護者の経済的負担に十分に配慮して生成AIルールを選択しましょう。

### (3) 利用上の注意事項

- ① プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力しないよう十分に指導すること。
- ② 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう十分に指導すること。
- ・個人情報保護法の関係法令を遵守した利活用が前提となります。
  - ・意図せず他人の著作権を侵害することのないよう、生成AIと著作権制度に関して正しく理解した上で利活用しましょう。
  - ・児童生徒が学習課題に生成AIの回答を引用・参考に行っている場合、出典・引用を記載させましょう。
- ③ 生成AIが出力した情報の真偽を確かめる（ファクトチェック）方法を指導すること。
- ・ファクトチェックについては、厳密な意味での情報の真偽の確認は児童生徒には難しい場合もありますが、複数の方法（情報の発信者、発信された時期、内容、他の情報と比較する等）を組み合わせて、情報の信ぴょう性を確認することが必要であることを理解することや、生成AIの出力からファクトチェックを要する箇所を見出す力を養うことが重要です。
  - ・生成AIの出力（生成物）はあくまでも「参考の一つである」「最適解とは限らない」ことを認識するとともに、リスクや懸念を踏まえつつ、最後は人間が判断し、生成AIの出力結果（生成物）を踏まえた成果物に自ら責任を持つという姿勢が重要です。

#### 【事前指導例】

- 生成AIの基本理解
  - ・生成AIとは何か
  - ・どのように動作するのか
  - ・情報が正しいかどうか確かめること
  - ・生成AIに全てを委ねるのではなく、自分の判断や考えが大切であること
- 利用目的の明確化
  - ・生成AIを使用する具体的な目的や目標を明確に伝える
- プライバシーと安全性
  - ・リスク ・生成AIのメリットとデメリット
  - ・プライバシー保護 ・著作権侵害
  - ・生成AIを使用する際のインターネット上での安全な行動について指導する。
- 批判的思考の育成
  - ・生成AIが提供する情報や回答が常に正確でないことを指導する。
  - ・AIの回答を批判的に評価し、他の情報源と比較することの重要性を教えます。
- 倫理とマナー
  - ・生成AIを使って他人を傷つけるような言動を避けること、またAIが生成したコンテンツを適切に使用することの重要性を説明します。

**情報リテラシー、批判的思考（情報を鵜呑みにしない）の育成が重要！**

#### (4) 児童生徒が利用できるサービス

- 児童生徒においては、「Copilot (Microsoft)」(中学生のみ)・「Gemini (Google)」の文章生成 AI を使用してください。
  - ・ 端末は、Chromebook を使用。

(2025年12月現在)

一定の回数制限があります。

サービス	Copilot	Gemini
年齢制限	13歳以上	・年齢制限なし(Google for Education 利用下に限る)
小学生の利用	利用不可	条件付き利用可能
中学生の利用	条件付き利用可能 ① 保護者の同意が必要です。 ⇒保護者同意書が必要。 ② 教師と共に使用してください。	① 保護者の同意が必要です。 ⇒保護者同意書が必要。 ② 教師と共に使用してください。

## 児童生徒が学習活動において利用する場合のフォロー図

### サービス利用前

#### 1. 保護者への利用周知と同意

- ①資料 P23「学習活動における生成 AI についての利活用について（お願い）」を参考に、保護者に周知し、同意書を求める。（同意書は学校保管）

#### 【記載事項】

- ・使用する生成 AI サービス
- ・事前学習について
- ・学校の相談窓口

#### 2. 事前指導

利用にあたっては、児童生徒に確実に指導すること。

- ①生成 AI の基本理解
- ②利用目的の明確化
- ③プライバシーと安全
- ④批判的思考の育成
- ⑤倫理とマナー

### サービス利用

3. 恵庭市教育情報通信ネットワーク、1人1台端末を使用する。  
（学校外で使用する場合は、家庭の Wi-Fi 環境で使用する。利用規約に準じて大人の管理のもとで利用する。）

4. 文章生成 AI サービス「Copilot」（中学生に限る）、「Gemini」のいずれかのサービスを使用する。

#### 5. プロンプトの入力

- ①教職員の利用する場合と同様、プロンプト禁止事項は入力させないこと。
- ②効果的なプロンプトの入力方法を指導すること。  
※体験を通して、実感を感じられるように、指導の工夫を図る。



6. 生成AIの出力

- ①ファクトチェックについて指導する。  
特に生成AIから出力された情報は、批判的に評価し確認することを指導する。

サービス利用後

7. 出力された情報の利用

- ①出力された情報を利用する場合は、著作権や商標権などの権利侵害がないか確認する。
- ②出力された情報に差別用語や倫理に反する表現が含まれていないか確認する。

## 資料

〈別紙1〉

教職員用

### 〈利用チェックシート〉

私は、次に掲げる各事項を遵守しますので、業務における生成 AI サービスの利用を申請します。

- 恵庭市立小中学校「生成 AI 利活用に関するガイドライン」の内容を理解した。
- 研修を受講し、内容を理解した。
- 生成 AI サービスの利用について情報漏えい等のリスクが伴うことを理解した。
- 生成 AI サービスを業務以外の目的に利用しない。
- 「生成 AI」のオプトアウト設定を必ず有効化する。
- 生成物について著作権侵害がないことを確認する。
- 生成物について情報の真偽について確認する。
- 自らの責任において生成物を使用する。
- 生成 AI は、業務の補助的なツールであり、生成物を利用する場合は、恵庭市立小中学校「生成 AI 利活用に関するガイドライン」及び利用するサービスの約款・利用規約を遵守する。
- 情報セキュリティ上の問題等が発生した場合は、直ちに利用を停止し、情報セキュリティ責任者（校長）を通じて恵庭市教育委員会教育総務課長へ報告する。

年 月 日

情報セキュリティ責任者  
○○学校長 様  
氏名

〈別紙2〉

生成 AI サービス管理台帳は、学校で保管してください。

生成 AI サービス利用者管理台帳

(所属名)

(情報セキュリティ管理者)

職	氏名	承認日	オプトアウト 設定日 (ChatGPT)	利用停止日	備考
教諭	北海 太郎	R6.8.9	R6.8.9	R7.3.31	入力例

注 1)利用停止日には、異動日等を入力すること。

注 2)異動先ではチェックシートを再度提出し、情報セキュリティ管理者の承認を受けると。

注 3)適宜行を挿入し利用して差し支えない。

保護者各位

恵庭市立●●中学校 校長 ● ● ● ●

## 学習活動における生成 AI の利活用について（お願い）

●●の候 保護者の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のことと存じます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校では、これまで1人1台端末を積極的に用いて、ICTを効果的に活用した授業改善に取り組み、学びの充実に取り組んできたところです。この取組をより一層充実させるべく、授業等において、生徒が生成 AI サービスを利活用する場面を設定し、生成 AI の出力（回答）を基に深い意味理解を促したり、思考力を高めたりするなどの学習活動を行い、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図りたいと考えております。

つきましては、下記の内容を確認の上、授業場面等で生徒が生成 AI サービスを利活用することについて同意いただける場合は、必要事項を記入し、ご提出くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 主として使用する生成 AI サービスの態様（令和●年●月現在）

	Copilot	Gemini
提供元	Microsoft	Google
年齢制限	13歳以上 ※ 保護者の同意があれば18歳未満でも可	なし
保護者の同意	要：13～18歳	要：18歳未満

#### 2 教科等で生成 AI を使用する際の事前学習について

- ・生成 AI の性質やメリット・デメリットなど、生成 AI 自体に関する学習
- ・プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力しないことや、著作権の侵害につながるような使い方をしないことなど、情報モラルに関する学習
- ・情報の真偽を確かめる、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識できるような、生成 AI の使い方や生成 AI との向き合い方に関する学習

#### 3 生成 AI を活用した学習活動に関する質問や懸念がある場合の相談窓口

恵庭市立●●中学校 担当：●●・●●（TEL ●●●-●●●-●●●●）

.....切取線.....  
同意書

上記、生成 AI サービスの使用目的及び態様、教科等で生成 AI を用いる前の学習事項を理解した上で、学習活動において、生成 AI を利活用することに同意します。

令和 年 月 日

年 組 番

児童生徒氏名（ ）

保護者氏名（ ）

## ○ オプトアウトの設定

(2024.12月現在の設定等)

個人情報やプライバシーを保護する観点から、入力した指示文（プロンプト）の内容が生成AIに機械学習されないよう、アカウントを登録した後、すぐに設定の変更・確認をしましょう。

### ① Chat GPTの例

① アカウント表示をクリック  
\*アカウントを登録すると、ここに円形のアカウントアイコンが表示されます

② 「設定」を選択

日本語について教えてください。  
日本語について教えてください。  
おすすめの日本地は？

マイ GPT  
ChatGPT をカスタマイズする  
設定  
プランをアップグレードする  
ログアウト

ChatGPT の開発は必ずしも正しいとは限りません。重要な情報は確認するようにしてください。

④ 「すべての人のためにモデルを改善する」の「オン」をクリック

設定

- 一般
- パーソナライズ
- スピーチ
- データコントロール**
- ビルド・フィードバック
- 接続するアプリ
- セキュリティ

データコントロールを選択

⑤ 「オフ」にする

モデルの改善

すべての人のためにモデルを改善する

⑥ 「実行する」をクリック

実行する

これでプロンプトに入力した内容が、生成 AI の機械学習に利用されない設定に変更されました

⑦ 「オフ」になっていることを確認

設定

- 一般
- パーソナライズ
- スピーチ
- データコントロール
- ビルド・フィードバック
- 接続するアプリ

すべての人のためにモデルを改善する

オフ